

令和4年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年12月26日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時41分開会 午後2時5分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 17名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸
15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也	18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲
- 6 事務局職員 野谷事務局長 西村副主幹 北田主査
稲場主査 荒主査 正部川主任
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 14番・只石 博幸 15番・一宮 敏昭
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 買受適格証明願について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の専決について
 - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (7) 議案第7号 現地目証明願について
 - (8) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (9) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（野谷事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に11番平委員、12番鷺尾委員から欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 14番只石委員、15番一宮委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし5ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が2件の合計5件で、地区の内訳は所有権移転は東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区1件、使用貸借権の設定は東鷹栖地区1件、東旭川地区1件となっております。
- 内容でございますが、番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号4番および5番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書の

とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「買受適格証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第2議案第2号「買受適格証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページおよび8ページでございます。
本件は旭川地方裁判所本庁で公告となった農地の競売について、入札に参加する者が農地法の許可を受ける見込みがあることを証明する買受適格証明願に関するものであります。
議案補足資料7ページおよび8ページの買受適格証明調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
ちょっと珍しい案件なので初めて見る人も多いと思いますけど、よろしいですか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、発言がないようでありますので、議案第2号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の専決について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第3議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の専決について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページでございます。

本件は議案第2号で審議いたしました買受適格証明に関するものでございます。

農地の競売に対する入札が終了したあと、最高価格落札者等から農地法第3条の規定による許可申請書が提出されることとなります。

通常の手続きであれば、農地法第3条の規定による許可申請は定例農地部会で審議の上、決定されることとなりますが、北海道農地法関係事務処理要領第9第3項第3号エにおいて「農業委員会は、最高価格落札者等からの農地法第3条の申請に対し、許可等の手続きの迅速化を図るため、証明書交付時の総会審議の際に、当該許可申請書と証明書交付時の内容が異なっている場合を除き、会長専決により許可して差し支えない旨の議決を行うこと」と定められております。このことから、議案第2号で審議いたしました買受適格証明と同じ内容の農地法第3条の規定による許可申請があった場合に限り、農地部会長の専決とする旨を審議するものであります。

なお、専決期間を令和5年2月14日から2月28日までと設定しております。

まず、開始日を令和5年2月14日に設定した理由は、最高価格落札者等が最も早く農地法第3条の規定による許可申請書を提出できる日であるためです。

また、終了日を令和5年2月28日に設定した理由は、旭川地方裁判所本庁で設定する売却決定日である令和5年3月6日までに、申請者に許可書を交付しなければならないことから、専決処理を終える事務処理日数を考慮したためです。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第3号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

前段の買受適格証明願の中の2件については間違いなく農業者でありますし、最高価格をつけた人が買い取るような取引になっておりますので、そのとおり進めていこうと思いますけど、よろしいでしょうか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第3号について異議なしと認め、決定いたします。

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場主査） 事務局。
日程第4議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の11ページを御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、住宅を建築するものであります。
続いて、議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。
申請地は東旭川支所から南東へ約2.6kmに位置します。
次に、資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には住宅が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料11ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料12ページおよび13ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査） 事務局。
日程第5議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の13ページを御覧ください。
本件の転用目的は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。
まず、議案補足資料15ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR北永山駅から南東へ約2.8kmに位置します。
次に、資料16ページの場内見取図を御覧ください。
申請地には砂利採取場として、沈殿池が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料17ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料18ページおよび19ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。
以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
日程第6議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし35ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権設定の賃貸借が42件、合計は49件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の7件は、東鷹栖地区2件、永山地区3件、西神楽地区2件となっております。
賃貸借の42件につきましては、東鷹栖地区15件、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区9件、東旭川地区15件となっております。
集積面積は、所有権移転が14.7ha、利用権設定の賃貸借が121ha、合計135.7haでございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。
したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
賃貸借の番号18番につきましては、北原委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（北原 浩美） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の26ページ、利用権設定の番号18番につきましては、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号18番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号18番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（北原 浩美） （着席）
- 議長（山田 孝） 北原委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の7件につきましては、番号1番ないし4番は農地移動適正化あっせん事業に基づく売買、番号5番および7番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡し、番号6番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れでございます。
利用権設定の内、議事参与制限の1件を除いた41件は、期間満了による再設定が10件、解約再設定が2件、借主変更が22件、農地保有合理化事業による貸付が2件、貸主が参加する法人への貸付が1件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が4件となっております。
このうち、賃貸借の番号2番の所在の表記についてですが、地番638-34は東鷹栖2条5丁目と6丁目とが登記上併記されていることから、議案のと通りの表記としております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし7番、賃貸借の番号1番ないし17番、19番ないし42番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第7議案第7号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第7議案第7号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは37ページでございます。
江神地区、東旭川地区で各1件、合計で2件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第7号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第7号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは39ページないし44ページでございます。
本件につきましては合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、

永山地区1件，西神楽地区1件，東旭川地区4件となっております。

届出の内訳としましては，全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき，事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは，報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に，日程第9報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第9報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは45ページないし55ページでございます。

本件につきましては，農地の賃貸借に係る合意解約の通知が，東鷹栖地区8件，永山地区3件，江神地区1件，西神楽地区2件，東旭川地区11件，合計で25件ございました。

これらにつきましては，旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき，農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは，報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に，日程第10報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第10報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の57ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で2件の計3件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から報告がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝）

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を閉会いたします。